

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

1. 添付書類様式の新設について

1-1. 改正の背景

産業廃棄物処理業にかかる許可申請書の添付書類については、「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成18年3月31日付け環産産発060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「通知」という。)において様式を定めている。

もともと、都道府県によっては、添付書類の様式を一部変更している場合等があるため、総務省の行政評価・監視結果(「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)」平成25年11月1日)において、添付書類の様式を統一することにつき勧告を受けた。そこで、事業者の負担及び都道府県政令市の意見を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請の添付書類の様式を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)で定めることとする。

1-2. 改正の内容

廃棄物処理法施行規則を改正し、産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請に係る添付書類のうち以下のものについて様式を定める。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類(規則第9条の2第2項第1号関係)
- ・ 運搬車両の写真(規則第9条の2第2項第2号関係)
- ・ 運搬容器の写真(規則第9条の2第2項第2号関係)
- ・ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(規則第9条の2第2項第5号関係)
- ・ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書(規則第9条の2第2項第7号関係)
- ・ 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(規則第9条の2第2項第10号関係) 等

2. 法人の場合における登記事項証明書の添付を要する変更届について

2-1. 改正の背景

産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に都道府県に届け出なければならないこととしている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の 2 第 3 項、廃棄物処理法施行規則第 10 条の 10、第 10 条の 23 参照）。当該変更届出において、氏名又は名称の変更の場合には、法人にあつては登記事項証明書の添付を要求するとともに、役員の変更の場合についても、都道府県政令市の運用上、同証明書を求めている。

もともと、変更後の登記事項証明書を添付しなければ、変更届を提出できないところ、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は変更から「2 週間以内」（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 915 条）となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。

したがって、法人の場合において登記事項証明書の添付を要する変更届については、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性がある。

2-2. 改正の内容

廃棄物処理法施行規則を改正し、第 10 条の 10、第 10 条の 23 及び第 12 条の 10 の 2 において、役員の変更の場合に法人にあつては登記事項証明書の添付を規定するとともに、産業廃棄物収集運搬業変更届、特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届、産業廃棄物処分業変更届及び特別管理産業廃棄物処分業変更届について、法人にあつて登記事項証明書の添付を要求する場合には、その期限を 30 日以内とすることとする。

3. スケジュール

平成 28 年度中を目途に公布し、1 については公布の半年後に施行とし、2 については同時に施行する予定。